

大阪府社会福祉協議会地域福祉活動計画～福祉と共生のまちづくりをめざして～
(平成 27 年度～平成 31 年度 5 箇年計画)

第 1 章 本計画の策定にあたって

(1) 地域福祉を取り巻く現状と課題

今、我国は大きな変動の中にあり地域福祉を取り巻く状況には次のような課題が見受けられる。

①人口減少社会の到来と少子高齢化の急激な進行

□我国の人口は、現在の約 1 億 2700 万人から 2060 年には約 8700 万人にまで減少が見込まれるという「人口減少社会」に突入している。大阪の人口も既に減少期に入っており、これまでにない人口減少・少子高齢化社会に突入する。

人口の減少は、国内消費の縮小や労働力人口の減少、ひいては税収の減少につながると言われており、特に、団塊世代が後期高齢者となり医療・介護の需要が急増することによる「2025 年問題」への対応が急務となっている。

- ・全国の人口は、約 1 億 2800 万人 (H22) ⇒約 1 億 2270 万人 (H32) に減少すると予想。
- ・大阪の人口は、約 887 万人 (H22) ⇒約 865 万人(H32)に減少すると予想。
- ・65 歳以上人口割合、22.4% (H22) ⇒28.5% (H32) になると予想。
- ・14 歳以下人口割合、13.2% (H22) ⇒11.6% (H32) になると予想。
- ・認知症高齢者の増大 (全国推計) 280 万人 (H22) ⇒410 万人 (H32) と予想。

②経済情勢の停滞と雇用形態の変容

□経済情勢については、一部明るい兆しがみえるものの、消費税増税後の需要の落ち込みが続くなどまだまだ不安定な状況にある。

また、雇用形態については、非正規労働者の割合が年々増大している。

こうした経済・雇用情勢の中、ワーキングプアや生活困窮者問題が深刻化しており、世代間の貧困の連鎖、子どもの貧困といった課題も顕在化している。

- ・非正規雇用は、全国平均 34.8%に比べ、大阪府では 42.9%と高い割合。

③社会的孤立や制度の狭間の広がり

□このような状況の中、地域や家族による「つながり」要援護者を支える力が弱まっており、要援護者が増加すると共に、新たな貧困や社会的孤立などこれまでの福祉制度だけでは対応できない複雑かつ多様な課題が顕著になってきている。

- ・児童、高齢者、障がい者が虐待を受け、それが発見されにくいリスクの高まり。
- ・これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活困窮者に対する支援の強化を目指して、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年度から本格実施される。

④社会福祉法人の在り方検討の動き

□また、このような社会情勢の大きな変動の中、これまでの各時代において福祉課題の第一線で対応してきた社会福祉法人に対し、いわゆる内部留保やガバナンスのあり方など法人制度のあり方に関わる厳しい指摘がなされている。社会福祉法人は、その設立の目的に基づいて引き続き地域におけるセーフティネットの拠点として「地域公益事業」に積極的に取り組んでいくことが求められている。

⑤福祉・介護人材の不足

- 今後ますます増大する要介護者への支援や保育所待機児童の解消を進めていくためには、それら福祉サービスに関わる人材の確保と養成が喫緊の課題となっている。
- ・要介護（要支援）認定者数、約 36 万 5 千人（H22）⇒約 43 万 6 千人（H25）。
- ・大阪における介護分野の有効求人倍率は、全国平均である 2.08 よりも高い状況（H26.3）。

⑥相次ぐ自然災害への対応

- さらに、近年、大地震や大雨等による土砂災害等、甚大な被害をもたらす自然災害が多発している。将来の大地震発生に備え、災害時における要援護者支援の体制づくりが求められている。

(2) これまでの大阪の地域福祉の状況（大阪らしい地域福祉とは）

- 地域におけるこれらの福祉課題の解決にあたってはこれまでの福祉制度だけでは不十分であり、住民一人一人の人権を尊重しながら住民自らが考え活動する住民主体の理念のもと、地域における様々な機関・団体が連携して取り組んでいく必要がある。

□大阪では、古くは聖徳太子の時代に四天王寺が建立されたように従前から民間社会事業家により労働者・庶民の生活課題等に対する社会事業の実践が行われてきた。また、貧困者の実態調査や個別救護を実施する先駆的制度である方面委員制度もここ大阪で創設され、民生委員制度のルーツと言われている。

□新たな福祉課題に積極的に取り組む姿勢は、大阪の各地域における近年の取組においても継承されており、一人暮らし高齢者や障がい（児）者、子育て中の親子等すべての人が安心して生活できるよう、各市町村社協が中心となり民生委員や地域住民の参加と協力によって支え合う小地域ネットワーク活動は、全国に先駆けていち早く府内全市町村内において展開させている。

□また、阪神淡路大震災の発災後、大阪の福祉関係者は一早く被災地に駆けつけ、全国から集まるボランティアの受け入れ調整やその活動に対する支援を行うなど「災害ボランティアセンター」の先駆けとなる活動を行った。

□意思能力が十分ではない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の方々が地域で安心して生活し続けられるよう、日常の金銭管理など権利擁護のための取組も、大阪は全国に先駆けて実践し、現在全国で実施されている日常生活自立支援事業につながっている。

□また、平成 12 年、社会福祉基礎構造改革の実施とともに社会的な援護を要する人々の存在が指摘され、社会的排除の問題や貧困等についても地域福祉の課題であるとされたが、その際にも率先してホームレス支援の取組に着手し現在に至っている。

□平成 16 年度には、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中学校区等の単位で設置し地域における見守り・発見・つなぎ機能の強化を図る取組が大阪において開始され、この CSW の機能は生活困窮者自立支援制度にも生かされている。

□さらには、大阪の老人施設部会が中心となって生活困窮者に対する緊急的な経済援助を行う「社会貢献事業（生活困窮レスキュー事業）」も開始させ、今では全ての施設種別部会による「オール大阪」による取組へと拡充が進められ、神奈川県でも同様の事業が実施され他にも実施に向け準備を進めている都県が現れるなど、全国的な広がりを見せつつある。

□このように、大阪の福祉は、「新たな福祉課題への積極的な取組」と「その取組を支える行政機関はじめ各関係機関との連携」によって推進されてきたものであり、これこそ「大阪らしい地域福祉」の在り方であると言える。

□大阪府域における地域福祉推進の要である大阪府社会福祉協議会においては、今後とも、この「大阪らしい地域福祉」の在り方を継承し、今ある様々な地域福祉課題に対して積極的に、そして大阪府行政をはじめとし関係するあらゆる機関、団体と一体となって、その解決に向けて取り組んでいくことが求められている。

(3) 計画策定の意義

□平成 24 年度の「福祉と共生のまちづくり推進計画 2012」は、共生社会実現に向け、府社協の地域福祉推進ビジョンとして策定したものである。

□平成 14 年度に発足した「大阪府社協人権問題検討会」における計画策定に端を発し、平成 21 年度策定の「福祉と共生のまちづくり推進計画（初版）」とともに、支援を要する人々への権利擁護や社会的排除のない共生社会を目指した府社協の取組に焦点をあてており、地域貢献委員会の設置促進や日常生活自立支援事業、社会貢献事業等の推進に繋げた。

□しかしながら、現在の地域社会はこれまでにない大きな変動の中にある。新たな福祉課題が山積する中、あらゆる福祉の取組に人権の視点や住民主体の視点を取り入れ、制度の狭間を埋め社会的排除のない共生社会の実現を目指すという「福祉と共生のまちづくり推進計画」の理念を引き続き踏襲しながら、私たちはその実現に向けてこれまで以上に迅速かつ柔軟にその解決に向けた取組を推進していかなければならない。

□ここで改めて大阪府社協に課せられた使命を明確にし、地域社会の中での「大阪府社協」の役割を表明するとともに、今、山積する福祉課題に対して私たちがどのように取り組んでいくべきか、その指針を示すことが必要である。

□平成 12 年度の「社会福祉法」改正等により「地域福祉」の重要性が改めて謳われており、その中で社会福祉協議会は地域福祉推進の要と位置づけられている。人口構造や雇用形態の変容、また地域社会や家族の在り方が変わる中、地域における福祉課題はより一層複雑、多様化しており、今まさに地域におけるつながりの再生に向けた取り組みが必要な時を迎えている。

□来年度施行される「生活困窮者自立支援法」はその象徴であり、同じく来年度改正される介護保険制度においても既存の介護事業所だけでなく地域の多様な主体の参加と地域の

つながりの強化が重要であるとされている。これら新たな取組のスタートを初年度に据え、社会福祉協議会が地域福祉におけるプラットフォームの中核的拠点として機能し「福祉と共生のまちづくり」をより一層推進させていくことが強く求められている。

□大阪府社協が今後とも府民並びに関係諸機関から真に「頼られる」存在となり、その要請に基づいた「持続可能な」事業展開が果たせるよう組織体制の構築を目指して、「大阪府社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定する。

(4) 計画の位置付け

□本計画は、大阪府社協における平成 27 年度を初年度とした 5 箇年計画であり、大阪府社協の理念、目標を表明するとともに、事業実施の根拠、事業推進のスケールとして機能するものである。

□現在、大阪府においても第 3 次の地域福祉支援計画の策定が進められている。地域福祉の推進にあたっては、福祉行政施策とも足並みをそろえ官民一体となった取組が重要であり、大阪府社協と大阪府は正に車の両輪となって地域福祉の実践にあたっていかなければならない。本計画の策定にあたっては、大阪府第 3 次地域福祉支援計画との整合性が必要であることから、計画の始期、期間についても同一とした。

□また、各市町村社会福祉協議会においても地域福祉活動計画が策定されており、本計画は各市町村社会福祉協議会における活動計画の推進とも大きく関連するものであることから、本計画の実施にあたっては市町村社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人施設、民間企業等々、多種多様な関係諸機関との連携のもと推進していくものである。

第2章 活動計画～大阪府社協が目指すもの～

(1) 大阪府社協の理念

□「大阪らしい地域福祉」の在り方を踏まえ、大阪府社協の理念を次のようにまとめる。

大阪府社会福祉協議会は、住民主体のもと関係諸機関と連携しながら、大阪府域における地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会を構築します。

(※下線部分は、次の重点方針とリンクする)

□この理念の実現に向けて都道府県社協である大阪府社協は、広域的かつ専門的な役割を担っており、国や府等の動向をいち早く集約し適宜情報発信するとともに、地域で生じる様々な生活課題を集約し適宜政策提言につなげていかなければならない。

□また、大阪府社協はこの理念を実現するために、行政機関をはじめあらゆる関係機関・団体と共に住民自らの主体的な参加を促しながら、次のような重点方針のもと地域づくりを進めていく。

I. 多様な福祉課題に対する相談支援体制の構築と人権擁護を目指して

誰もが地域のなかで孤立することなく、つながりをもって共に支え合える地域の実現。私たちは目指すべき地域福祉の姿をこのように考えます。社会的排除や孤立など地域における新たな福祉課題に対し、相談から自立支援までトータルに対応できる相談支援体制の構築を目指すとともに、全ての人々の権利が護られ地域において安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指します。

II. 地域におけるネットワークの強化を目指して

私たちは、地域の構成要員である様々な機関や団体、住民との連携をはかり、協働しながら地域福祉を推進してきました。これからも引き続き関係諸機関、団体とのネットワークを強化し複雑多様な地域課題により効果的に対応できる体制の構築を目指します。

III. 地域での生活を支える福祉基盤の強化を目指して

援護を要する人々を支援するために必要となる福祉サービス。私たちは、福祉現場で働く人材の確保と養成や福祉事業者の運営支援を行うなど、地域における福祉サービスの拡充と質の向上に務め、大阪府内全域において、誰もが必要なときに必要な福祉を受けることのできる地域社会の実現を目指します。

第3章 活動指針（各重点方針に対する）

- 上記で掲げた重点方針に沿って、今後5年間において大阪府社協が取り組むべき推進方策を示すとともに、具体的取組等について次のとおり整理する。
- なお、各推進方策ごとに示された具体的取組については、各年度の事業計画の中で具体的な活動内容及び当該年度における目標を設定するものとする。

<p>【重点方針Ⅰ】 多様な福祉課題に対する相談支援体制の構築と人権擁護を目指して</p>
<p>[推進方策]</p> <p>1. 社協らしい総合相談の展開 2. 権利擁護の推進</p>

I-1 社協らしい総合相談の展開

《現状と課題》

- 府社協はこれまでも、その時代の福祉課題に対応するべく、生活福祉資金貸付事業者や日常生活自立支援事業、社会貢献事業等を実施してきた。
- しかし、現在、少子高齢化の急速な進行や社会経済情勢の変化、地域や家族におけるつながりの希薄化等が相まって、地域社会において新たな貧困や社会的孤立、虐待等といった課題が生じており、既存の制度や取組では対応しきれない状況が広がっている。

【大阪の実情（データ）】

要因	高校中退率 (%) [H24]	ニート (千人) [H24]	引きこもり (千人) [H22 推計]	非正規労働者 (千人) [H24]	生活福祉資金 (件) [H24]	生活保護率 (%) [H26.4]
大阪/全国	2.1/1.6	43/617	50/700	1,476/20,427	4,041/28,504	3.4/1.7

[出典：「社会福祉法人の「さらなる地域貢献」とこれからの生活困窮者自立支援のあり方検討部会」報告書（H26.9）より抜粋]

《到達目標》

- 府内の各市町村社協や社会福祉法人施設等との連携体制のもと、引き続き生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業等の事業を推進すると共に、地域における新たな福祉課題に対しても総合相談から自立支援までよりきめ細かく対応できる総合相談支援体制を構築する。

《具体的取組》

①生活困窮者自立支援事業の推進

生活困窮者自立支援事業の本格実施において府内郡部における自立相談支援事業を受託し、子ども家庭センター及び各町村等とともに生活困窮者自立促進体制の構築を図る。

また、広域的役割として府内における生活困窮者自立支援事業の円滑な推進に向け、府内各市町村における任意事業の実施促進や自立相談支援事業と各市町村社協事業との連携強化を図ると共に、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、ホームレス支援事業、オール大阪による社会貢献事業等、生活困窮者支援に関わる各種事業との連携体制を整備し、総合相談から就労等自立の支援までを担う重層的な支援体制の構築を目指す。

②ホームレス支援の推進

公園や河川敷等に定着するホームレスは減少したものの、安定した住居を持たない又は住居を失うおそれのある者は未だ数多く存在している。生活困窮者自立支援事業の一環として、巡回相談による見守りの継続や自立への働きかけを行うと共に、ビジネスホテル等の借上げによる一時生活支援事業の実施や野宿状態から脱却した後の支援の継続など、社会的排除を行わない地域社会の構築を目指す。

③生活福祉資金貸付事業の推進

生活福祉資金貸付事業は、府民生活を経済的側面から支える重要なセーフティネットの一つとして期待されており、平成 27 年度施行の生活困窮者自立相談支援事業との円滑な連携のもと継続的相談支援を行う体制を構築し、相談者の自立につなげていく。

また、平成 21 年 10 月の総合支援資金の創設等、制度改正により増大した債権の適正な管理や償還指導、不良債権の計画的かつ適正な整理等を行う。

④オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業の拡充

現在、社会福祉法人は、社会福祉事業の運営のみならず、社会福祉法人が有する施設機能、専門性、ノウハウを生かすことにより地域における様々な課題に積極的に取り組んでいくことが求められている。今、改めて社会福祉法人の使命として、府内全ての社会福祉法人、社会福祉施設が「オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業(仮称)」に取り組み、生活困窮者レスキュー事業やそれぞれの社会福祉法人施設の強みを活かした地域貢献事業を推進することにより、地域におけるセーフティネットの強化を図る。

【社会貢献事業等におけるこれまでの取組み(実績)】

取 組	主な実績
生活困窮者への総合生活相談事業等[H16～]	<ul style="list-style-type: none"> ●施設に常駐するCSW：約 700 名 ●社会貢献支援員：20 名 ●経済的援助：29,479 千円、503 件 ●スマイルサポーター数(累計)：約 1,400 名(以上、H25 年度)

⑤日常生活自立支援事業の充実

日常生活自立支援事業の利用者は年々増加しており、平成 26 年 12 月末で 2,195 人となっている。一方、待機者は、平成 26 年 12 月末で 5 機関 146 名あり、まずは待機者の解消を目指す。大阪府および市町村社協と連携し待機者の現状を把握するとともに、成年後見制度の利用が必要な場合にスムーズに移行させるなど待機者解消のための取り組みを進める。

また、事業安定化のため、後見支援センターおよび市町村社協の機能強化が必要であり、安定的な財源確保と市町村の役割分担等について国へ働きかけていくとともに、必要な人が事業を利用でき安心した日常生活を送れるよう、よりきめ細やかな対応に取り組む。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
日常生活自立支援事業の待機者数	221 名 (平成 25 年度末)	待機者ゼロ	待機者ゼロ

I-2 権利擁護の推進

《現状と課題》

- 府社協では認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等意思能力が十分ではない人たちの権利を擁護するために市民後見人の養成や、障がい者やハンセン病回復者を取りまく福祉課題等の人権に関する研修、啓発活動の実施を行ってきた。
- しかし、増大する認知症高齢者等の地域生活を支える体制はまだ不十分であり、障がい者雇用の問題等障がい者等を取り巻く状況も十分とは言えない。

《到達目標》

- 地域における全ての人々の権利が護られ、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域社会の構築を目指して、府内全域での市民後見人の養成・登録を行うとともに、人権問題等にかかる研修・啓発事業の充実を図る。

《具体的取組》

①市民後見人養成等成年後見制度の推進

平成 23 年度から市民後見人の養成を開始し、平成 27 年 1 月現在、府内 11 市 2 町において、100 名が市民後見人バンクに登録している。そのうち、19 名が家庭裁判所から選任され後見活動を行っているが、今後は府域全域での事業展開を目指すとともに、市民後見人バンク登録者の受任を促進していく。

また、認知症高齢者の増加や障がい者の地域移行の進展の中、権利擁護相談窓口はより一層重要であり地域支援スーパーバイズ事業の充実強化を進める。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
市民後見人養成に参画する市町村数	15 市町 (平成 26 年度)	28 市町村	全市町村

②人権問題や新たな福祉動向に関する研修・啓発

全ての人々の権利が尊重され、地域において安心して暮らし続けることのできる社会の構築をめざし、障がい者の福祉の向上に向けては各種障がい者団体の参画による障がい者福祉部会を立ち上げセミナーの実施等、各種啓発を行う。また、ハンセン病問題講演会実行委員会に参画しハンセン病問題に関する周知・啓発に努め、他の人権問題に関わる取り組みにも積極的に参画することにより、全ての人々の権利が護られる社会の構築を目指す。

③人権推進協議会活動の推進

福祉事業に携わる職員の人権意識を高めるための研修等を行う人権推進協議会において、引き続き協議会に参加していない法人への参加呼びかけを行うとともに、社会福祉法人職員に対する各種人権研修等の取組を行い更なる人権意識の向上を目指す。

<p>【重点方針Ⅱ】 地域におけるネットワークの強化を目指して</p>
<p>[推進方策]</p> <p>1. ネットワークの強化支援 2. 災害にも強いまちづくりの推進</p>

Ⅱ－1 ネットワークの強化支援

《現状と課題》

- 小地域ネットワーク活動やCSW 配置事業の推進、要支援者に対する見守り活動、当事者団体の組織化など、地域における福祉課題に対応するために実施される各市町村社協や民生委員児童委員協議会における取組を支援してきた。
- しかし、社会経済状況の変化や地域社会及び家族関係の変容の中で、地域の福祉力は低下してきていると言われる。

《到達目標》

- 引き続き地域における小地域ネット活動や民生委員児童委員活動の推進を図るとともに、市町村社協と社会福祉法人施設等との連携強化を進めるなど、地域における各関係諸機関のネットワークの強化を支援し、複雑多様な地域課題により効果的に対応できる支援体制を構築する。

《具体的取組》

①地域貢献委員会（施設連絡会）活動の推進

複雑多様化する地域課題に的確に対応するためには、地域において市町村社協が中心になり、管内社会福祉法人との連携を強化し、お互いの特徴を生かし合いながらそれぞれの地域ニーズに応じた取組を開発し推進していくことが求められる。府内各市町村における地域貢献委員会（施設連絡会）の組織化をより一層促進するとともに、社協と施設の連携による活動の充実を図る。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
地域貢献委員会を設置する市町村社会福祉協議会数	24 市町村社協 (政令市除く)	全市町村 (政令市除く)	全市町村 (政令市除く)

②小地域ネットワーク活動等地域福祉の推進

社会的孤立や新たな貧困等の地域課題に対応するためには、これまで大阪において全国に先駆けて築いてきた小地域ネットワーク活動や校区福祉委員会活動の充実と、CSW 機能との連携強化が必要であり、また、各市町村社協が地域におけるプラットフォーム機能を活かしながら民生委員児童委員協議会や社会福祉法人施設をはじめ、企業やNPO、ボランティア等様々な活動主体との共同による実践を創出して行くことを支援する。

③民生委員児童委員活動の推進支援

児童虐待の問題から高齢者支援、災害時の要援護者支援など、民生委員・児童委員に期待される職務範囲は広がっていく一方で、民生委員・児童委員のなり手不足や行政や関係

機関等との役割分担、民生委員・児童委員の負担軽減等が課題となっている。こうした状況に対応するため、府民生委員児童委員協議会連合会とよく連携し、府や国に対して民生委員・児童委員活動の重要性を伝えながら、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組む。

Ⅱ-2 災害にも強いまちづくりの推進

《現状と課題》

- これまで、東日本大震災をはじめとする地震や水害等の災害に際し、被災地の生活復旧・復興に向けた取り組みを支援してきた。
- 近年、集中豪雨に伴う水害や土砂災害等、様々な災害が頻発するようになり、また将来、南海トラフ巨大地震の発生が想定されるなか、府域全体の地域防災力の向上が求められている。

《到達目標》

- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、大阪府危機管理室との関係強化をはじめ、近畿ブロック府県・指定都市社協並びに大阪府市町村社協連合会とのさらなる連携に努めるとともに、関係機関やNPO、ボランティアグループ、社会福祉施設、企業等との“顔の見える関係”づくりを推進する。
- 局地的な災害への備えとして、地域における「共助」の仕組みづくりやネットワークづくりの支援を行い、府域全体の「防災・減災のまちづくり」を総合的にバックアップする。

《具体的取組》

①災害時支援体制の整備

大阪府危機管理室が主管する災害対策訓練への参加や、災害ボランティアセンターの運営支援者の養成を進める。

また、大規模災害時を想定した、災害支援に取り組む諸団体との府域協働ネットワークを構築する。

地域における災害支援・ボランティア活動拠点にかかわる各種支援や、民生委員児童委員活動・小地域ネットワーク活動との連携、地域協働ネットワークづくりの支援を行うとともに、地域の社会福祉法人施設と連携した要援護者のための支援を行う。

<p>【重点方針Ⅲ】 地域での生活を支える福祉基盤の強化を目指して</p>
<p>[推進方策]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉人材の確保と養成 2. 福祉活動の広がり支援 3. 福祉サービスの充実

Ⅲ-1 福祉人材の確保と養成

《現状と課題》

- これまでより、福祉人材フェアの実施等福祉現場における人材の確保と職員の資質の向上を目指した各種研修等養成に努めてきた。
- しかし、超高齢社会の進展や保育待機者解消に向けた動き等、福祉現場を担う人材不足は深刻な問題であり、人材確保と職員の資質の向上が重要である。

《到達目標》

- 福祉現場における質の高い人材の確保に向けて、福祉現場職員のキャリアアップにつながる各種研修事業を実施するとともに、次世代に対し福祉職場に関心を持ってもらうための取り組みや潜在的有資格者の職場復帰支援事業の充実を図る。
- 施設や事業所の人材確保・定着と養成とが一体的に繋がるような仕組みを研究・検討する。

《具体的取組》

①福祉現場における人材確保と定着支援

福祉・介護サービスに対するニーズが急増する中、福祉人材の確保と定着は喫緊の課題であり、人材確保に向けたセミナーや就職説明会の開催とともに、人材定着のための各種研修を実施する。

とりわけ、潜在的有資格者や次世代の就職志望者の掘り起しをはじめ、福祉・介護分野における福祉教育プログラムの開発や介護福祉士等修学資金貸付の実施など、福祉専門職養成施設との連携のもと人材確保への取組の強化を図る。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標
福祉・介護人材の確保	—	17 万 4 千人 (※)

※厚生労働省推計ツールによる仮試算値。今後、市町村介護保険計画における数値の精査により、変動する可能性があります。(第 3 期大阪府地域福祉支援計画より)

②質の高い福祉人材の養成

福祉現場において、現場職員のスキルアップやリーダー層の養成は重要であるが、人材確保の困難さ等により研修に参加する機会がなく研修受講が困難になっている状況もみられる。社会福祉施設従事者や地域福祉を推進する人材を中心に他職種連携・地域協働の視点や人権意識の向上を重視した各種研修を実施するとともに、アウトリーチ型研修の拡充等、研修受講困難な施設・事業所等に対する支援を行う。

Ⅲ－２ 福祉活動の広がり支援

《現状と課題》

- 地域におけるつながり・支え合い機能の弱まり、活動者の高齢化、地縁組織等の担い手不足が深刻化している。地域の福祉力向上に向けては、住民による福祉活動への参画が重要であり、福祉課題への気づき、学びの場づくりが求められている。
- また、民間企業のCSRの一環として行われる寄付等を受け、高齢、障がい者施設、各市町村社協等への車椅子等の配布や児童養護施設入所児等の大学進学等への支援など、福祉課題に対応した有効な活用につなげてきた。
- 民間企業も地域福祉を担う貴重なパートナーであり、地域課題の解決に向けては更なる連携強化が求められる。

《到達目標》

- 子どもを含め多くの住民が福祉に対する理解を深め関わりが持てるよう、多種多様なボランティア活動の推進、学校や地域における福祉教育のより一層の展開を図る。
- ボランティアグループの活動支援や活性化促進を図り、社会的な意義・役割を広く社会へ発信する。
- 民間企業の取組が地域課題の解決により有効に効果的に行われるよう、民間企業からの寄付等の有効活用の実施と新たな連携体制の在り方を検討する。

《具体的取組》

①福祉教育・ボランティア学習の推進

夏のボランティア体験プログラムや介護等体験の調整事業等により、大人や学生、子どもボランティア活動や福祉に対する関心を高めるとともに、市町村社協ボランティアセンターの取り組みを支援する。その推進にあたっては、教育委員会や学校との連携、地域の関係機関・社会資源・当事者との協働を図る。

また、各種助成金の活用や情報提供、地域におけるボランティアリーダーの育成・相互交流・研鑽などを通じて、ボランティアグループ、ボランティア連絡会を支援する。

②民間企業との連携強化による福祉文化の醸成

民間企業において実施されている社会への貢献活動と連携し、民間企業からの寄付による児童養護施設入所児に対する大学進学応援や老人福祉活動等に対する寄贈等の取組をより一層活性化させ、地域福祉の推進に向けて有効につなげていく。

さらに、地域貢献に取り組む民間企業の活動が地域課題の解決に向けてより有効に効果的に行われるよう、例えば生活困窮者に対する就労支援への協力依頼など民間企業との新たな連携の在り方について検討を進める。

Ⅲ－３ 福祉サービスの充実

《現状と課題》

- これまでより、福祉課題の解決に向け、その課題に応じて必要となる福祉サービスの提供を行う社会福祉法人施設等の運営を支援してきた。

□しかし、福祉サービスを必要とする要支援者のニーズはますます複雑多様化しており、それらニーズに応じたよりきめ細かな福祉サービスの創造、提供を支援すると共に、援護を要する人たちがそれら福祉サービスをより利用しやすい仕組みづくりが求められている。

《到達目標》

- 引き続き、地域の人々が安心して福祉サービスを利用できるよう社会福祉法人施設等の役割の強化や運営の支援を行うことにより、地域ニーズにより有効に対応した福祉サービスの質の向上を図る。
- また、そのサービス内容を評価し利用者の選択に資するよう公表の仕組みづくりや、福祉サービスに対して意見の言える仕組みづくりについてより一層の充実を図る。

《具体的取組》

①社会福祉法人施設等の機能強化と運営支援

社会福祉法人の在り方が問われる中、地域における生活課題に対し、制度内また制度外を問わず必要とされる福祉サービスが適切に提供されるよう、各施設種別部会との連携をより一層深めることにより、社会福祉法人施設、事業所が有する機能を更に強化していくための取組を支援していく。

②福祉サービス第三者評価事業等の推進

社会福祉法人に対しては提供されるサービスの更なる質の向上と地域に対する公益的事業の実施、また組織運営の透明化が求められており、社会福祉法人施設等による質の向上を目指す取組を支援し、その内容を利用者に公表する第三者評価事業や情報公表事業等の実施定着を目指す。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
第三者評価の受審事業所数 (大阪府社協による評価決定件数)	62 件 (平成 25 年度)	年間 100 件の受審をめざす。 ●高齢福祉分野 25 件 ●障がい福祉分野 15 件 ●児童福祉分野 60 件 (社会的養護関係施設を除く)	

③福祉サービスにおける苦情解決事業の推進

苦情件数は年々増加しており、特に障がい者分野における苦情申請の件数が増加している。また、相談の内容も対応が困難であり、解決までに長期の時間を要するケースも増えている。今後は、関係機関との連携強化を図りながら、施設現場での第三者委員の設置促進など事業者における苦情解決機能の拡充を促進する。

《数値目標》

具体的な数値目標	現在の取組状況	平成 29 年度目標	平成 31 年度目標
施設における第三者委員設置率	54.2% (平成 24 年度)	90%	100%

第4章 計画の推進体制

本計画を確実に推進していくため、以下のとおり、法人組織の基盤を整備しつつ、大阪府をはじめ、市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人施設、民間企業等々、多種多様な関係諸機関との連携を図りながら、事業展開を進めていくものとする。

1. 安定的な法人運営並びに法人基盤の強化

(1) 人材養成と職場環境

安定的、継続的な法人運営をめざし、業務量に見合った適正な人員配置とその業務を的確に遂行するための人材養成を図るとともに、職員がやりがいをもって働き続けることのできる職場環境の整備を進める。

全社協の「働きやすく、やりがいの感じられる福祉の職場づくり推進要領」を参考に取り組みを進めていく。

《今後の検討課題》

- ・ 適正な雇用形態や職員体制の在り方について引き続き検討
- ・ 職員研修体系の構築。他機関との人事交流制度の導入検討
- ・ 労働の効率化による超勤の減少や休暇取得率の向上等、働きやすい職場環境の整備

(2) 財源の安定化

府からの補助・委託費が年々減少傾向にある中、府社協が取り組むべき事業を着実に実行していくため、安定的な財源の確保を図るとともに、無駄の排除、支出の抑制についても推進していく。

《今後の検討課題》

- ・ 会員制度の見直しと拡大に向けた取り組み。
- ・ 既存の収益事業の見直し。新たな自主財源の創出。
- ・ 無駄の排除と歳出削減の積極的実施。
- ・ 正確な財務諸表分析とそれに基づく必要な財源の確保。

2. 計画の進行管理

□ 毎年度、本計画における取組状況を取りまとめ、当該年度の目標を設定しながら事業計画に反映させると共に、理事会・評議員会において報告を行う。また、計画の進捗に関して、行政や学識者を始め市町村社協、民生委員、施設、NPO、民間企業等、広く外部からの意見を求める。

□ なお、計画の進行においては、各部署ならびに共同で行う取組については部署横断により計画を実行するとともに、PDCAサイクルを確実に回して点検・評価を行い次年度の事業計画作成に繋げる。

□ 本計画の期間は27年度～31年度の5か年とし、中間年の29年度には「中間見直し」を行うが、社会・経済諸情勢等を踏まえ、必要が生じれば適宜見直しを行うものとする。